

富山県使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則を次のように定め、公布する。

富山県使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)の施行に関し、法、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令(平成14年政令第389号)及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年／経済産業省／環境省／令第7号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(登録簿の閲覧等)

第2条 法第47条の規定による引取業者登録簿の閲覧及び法第59条において準用する法第47条の規定によるフロン類回収業者登録簿の閲覧は、生活環境文化政策課内の閲覧所(以下「閲覧所」という。)において行う。

2 閲覧所の定期休日は、富山県の休日を定める条例(平成元年富山県条例第1号)第1条第1項各号に掲げる日とする。

3 引取業者登録簿及びフロン類回収業者登録簿(以下これらを「登録簿」という。)の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

4 前2項の規定にかかわらず、知事は、登録簿の整理その他必要があると認めるときは、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

(平18規則72・平21規則49・一部改正)

(閲覧者の遵守事項等)

第3条 閲覧者は、係員が指定する場所で閲覧し、登録簿を閲覧所の外に持ち出さないものとする。

2 閲覧者は、係員の指示に従い閲覧し、登録簿の損傷、汚損、加筆等の行為をしないものとする。

3 閲覧者は、登録簿の閲覧を終えたときは、係員にこれを返還し、その検査を受けるものとする。

4 閲覧者は、閲覧所において他人に迷惑を及ぼす行為をしないものとする。

5 知事は、閲覧者が前各項の規定のいずれかに違反したときは、その閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(引取業及びフロン類回収業に係る廃業等の届出)

第4条 法第48条第1項(法第59条において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとする者は、引取業(フロン類回収業)廃業等届出書(様式第1号)を知事に提出するものとする。

(解体業及び破砕業に係る廃業等の届出)

第5条 法第64条(法第72条において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとする者は、解体業(破砕業)廃業等届出書(様式第2号)を知事に提出するものとする。

(申請書及び届出書の提出部数)

第6条 法及び省令並びにこの規則の規定により知事に提出する申請書及び届出書は、正本及び副本各1通とする。

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。ただし、第2条から第4条までの規定は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第81号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の次に掲げる規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(1) 富山県使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則

附 則(平成18年規則第72号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第49号)

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

(平16規則81・一部改正)

様式第1号(第4条関係)

引取業(フロン類回収業)廃業等届出書

年 月 日

富山県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第48条第1項第 号(第59条において準用する同法第48条第1項第 号)に該当することとなつたので、同項の規定により次のとおり届け出ます。

登録番号	
廃業等の年月日	年 月 日
廃業等の理由	死亡・合併・破産手続開始の決定・解散・廃止
届出者と当該登録業者であつた者との関係	相続人・役員・破産管財人・清算人・本人

備考 該当する不動文字を○で囲むこと。

様式第2号(第5条関係)

(平16規則81・一部改正)

様式第2号(第5条関係)

解体業(破砕業)廃業等届出書

年 月 日

富山県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第64条第 号(第72条において準用する同法第64条第 号)に該当することとなったので、同条の規定により次のとおり届け出ます。

許可番号	
廃業等の年月日	年 月 日
廃業等の理由	死亡・合併・破産手続開始の決定・解散・廃止
届出者と当該許可業者であった者との関係	相続人・役員・破産管財人・清算人・本人

備考

- 1 該当する不動文字を○で囲むこと。
- 2 解体業(破砕業)の許可証を添付すること。